

共同親権？ 家族法の最新動向について

649411

いつもお世話になっております。

2024年5月、離婚後も父母双方が子どもの親権を持つ「離婚後共同親権」の導入などを柱とする改正民法が成立しました。これにより、親権制度が大きく見直され、法律の施行後（2024年5月24日から2年以内）には大きな変化が訪れます。

近年、日本における親権制度のあり方が大きく議論されてきました。特に**離婚後の共同親権制度**の導入について注目が集まっています。
本メルマガでは、新設された共同親権制度を中心に、その影響について解説します。

1. 現行制度とその課題

現在の日本の民法では、離婚後の親権は**単独親権制度**が採用されており、父母のいずれか一方が親権者となります。この制度には以下のような課題が指摘されています。

課題	内容
子の福祉	片方の親との関係が疎遠になるケースが多い
国際基準とのズレ	多くの先進国では共同親権が主流
共同養育の困難さ	非親権者が子育てに関与しにくい

2. 導入された離婚後の共同親権について

新法では、離婚の際に、離婚後の親権者を定めるにあたっては、単独親権に加えて、共同親権の選択が可能となりました。

- ・共同親権とするか単独親権とするかは父母の協議で決める。
父母が協議できない時、あるいは協議が調わない時には裁判所が決める。
- ・裁判所が判断を行うにあたっては、子の利益を中心に考え、父母と子との関係、父と母との関係、その他の一切の事情を考慮する。
- ・父母の双方を親権者とすることによって子の利益を害すると認められるときは、単独親権とする。

父母の双方を親権者とすることによって子の利益を害すると認められるときの例として、父または母による子の虐待、父母の一方の他方に対するDVなどが挙げられています。

なお、判断基準は、単独親権、共同親権のどちらかを原則としているわけではないとされています。

3. 影響と今後の展望

共同親権が導入されることにより、以下のような影響が考えられます。

メリット

- ・子どもが父母双方と関係を維持しやすくなる
- ・父母双方による育児関与が増加
- ・離婚後の親権争いが緩和される可能性

懸念点

- ・養育計画の策定が複雑化する
- ・DVやハラスメントへの対応が課題
- ・海外での共同親権との運用の違い

なお、既に離婚し単独親権である場合においても、親権者の変更を申し立てることによって共同親権となる場合があります。

4. +α 養育費支払いの確保について

今回の法改正におけるもう一つの大きな柱として養育費支払いの履行確保があります。まず、養育費債権に先取特権が付与されました。これにより、債務名義がなくても先取特権という担保権の実行によって強制執行が可能となります。

また、養育費の取決めがされていなくても一定の養育費の支払義務が生ずる制度として、法定養育費の制度が新設されました。

5. まとめ

あるべき親権制度の議論は現在も続いていますが、今回の法改正が日本の親権制度にとって大きな転換期であることは間違いありません。新法施行後の運用に注目が集まります。また、単独親権と共同親権のどちらを選ぶべきか、事前の情報収集と十分な検討が必要です。

当事務所では、親権問題や養育計画の策定に関する法律相談を受け付けております。疑問やお悩みがある方は、ぜひお気軽にご相談ください。

※こちらは2025年3月28日時点の情報です。



MiG運営事務局（情報配信施策担当）
〒150-0013
渋谷区恵比寿ウノサワ東急ビル3F
電話番号：03-5420-2711（代表）
FAX番号：03-5420-2800
担当：山田太郎